（別紙）

令和４年７月26日

**育児休業及び育児参加休暇の見直しについて（提案）**

**Ⅰ　提案理由**

　　　育児休業及び育児参加休暇について、人事院規則１９－０（職員の育児休業等）、人事院規則９－４０（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）等の一部改正を踏まえ、下記のとおり見直しを行う。

**Ⅱ　提案内容**

１　育児休業関係

（１）期末手当及び勤勉手当の在職期間の算定に当たって、子の出生後８週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする。

（２）非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和等

①　子の出生後８週間以内に育児休業を取得しようとする場合、子の出生日から起算して８週間と６月を経過する日まで、任期が満了すること等が明らかでないとの要件に見直す。

②　育児休業の対象期間の上限を子が１歳６か月到達日又は子が２歳に達する日とする場合の要件について、夫婦交代での取得等を加える。

２　育児参加休暇

育児参加休暇の対象期間を子が１歳に達する日まで拡大する。

**Ⅲ　実施時期**

　　　令和４年10月１日（予定）

**Ⅳ　協議期限**

　　　令和４年８月22日